

会 議 録

会議の名称	平成24年度第4回選挙管理委員会
開催日時	平成24年6月2日（土）午前10時13分から午前11時20分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長
議 題	議案第5号 平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第6号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第7号 パブリックコメントにおける投票区見直し案の決定について 議案第8号 直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情について そ の 他
会議資料の名称	登録者数調べ、西東京市選挙管理委員会告示第4号（写）、西東京市選挙管理委員会告示第5号（写）、西東京市選挙管理委員会告示第6号（写）、西東京市選挙管理委員会告示第7号（写）、平成24年6月2日付在外選挙人名簿に登録する者、在外選挙人名簿登録人員報告、改正投票区割（案）、投票区設置（変更）調書、直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情（写）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>委員長 定刻となったので、ただいまから平成24年度第4回選挙管理委員会を開催する。 本日の議案は4件及びその他である。 始めに、議案第5号『平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求める。</p> <p>事務局 それでは、議案の説明をする。 資料の1号をお願いします。 議案第5号『平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』説明する。 本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するためにご決定をいただくものである。 2号から9号まで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製している。</p>	

内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別。次いで前回登録者数、平成24年3月2日の定時登録のものとなっている。

次が新規登録者数ですが、転入による新規登録者は住所要件として平成24年3月1日以前に転入届出を行なった者である。

新成人による新規登録者は、年齢要件として平成4年6月2日以前に出生した者でございます。その他の新規登録者は、住所設定、帰化等である。

続いて抹消者数ですが、転出後4ヶ月を経過するに至った者（平成23年11月2日から平成24年2月1日まで）及び死亡による抹消者です。その他の抹消者は、職権消除である。

続いて転居者数だが、こちらは市内転居によるもので、総合計欄は、男性・女性それぞれ0人となっている。

一番右の欄が今回の名簿登録者となる。

9頁をお願いします。

以上の内容で計算した結果、平成24年6月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より64人減、女性が前回より85人減、合計で149人減となり、男性78,382人、女性82,729人の計161,111人となるものである。

次の10頁は公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第4号)の写し、11頁は公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第5号)の写し、12頁は地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による有権者の50分の1の告示(告示第6号)の写し、13頁は地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定に基づく有権者の3分の1の告示(告示第7号)の写しを、それぞれ添付しているので、後ほどご確認をお願いします。

以上、議案第5号『平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わった。ただ今の説明について、意見があるか。

委員

資料の6月1日となっているのはいいのか。

事務局

本来だと6月2日にするべきだが、システム的な対応ができていない。

委員

次回から手書きの修正をいれるように。

委員長

他にないようですので、議案第5号『平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定する。

次に議案第6号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を議題とする。事務局から説明を求める。

事務局

それでは、恐れ入ります。14分をお願いします。

議案第6号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を説明する。
15分をお願いします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものである。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し登録申請された在外選挙人の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性2人、女性1人の計3人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後程資料をご覧くださいと思う。

なお、今回は 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者 はいない。

16分をお願いします。

以上の結果から、在外選挙人名簿登録者数は、前回と比較し男性が1人減となり、合計で男性128人、女性105人の計233人となるものである。

以上で、議案第6号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わった。ただ今の説明について、ご意見があるか。

特にないようですので、議案第6号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』は、この案のとおり決定する。

次に議案第7号『パブリックコメントにおける投票区見直し案の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求める。

事務局

それでは、恐れ入ります。17分をお願いいたします。

議案第7号『パブリックコメントにおける投票区見直し案の決定について』を説明する。

別紙のA3判の資料をお願いいたします。

本案は、重要行政課題となっております投票区の見直しについて、7月からパブリックコメントを求めるため、西東京市選挙管理委員会としての案を決定してもらうものである。

先月22日から25日かけて、議会の会派説明を行った。

- その中での意見では、パブリックコメントの期間を長くしてほしい、ポスター掲示場の数は減るのか、投票区の削減で費用はどうなるのか、調布保谷線で投票区が分断されたり、投票所まで行くのに調布保谷線を渡れない地域があるが、どのように考えているか、西武新宿線をほとんどまたがった投票区になっているがいいのか、29か所にする法的なことがあるのか、提示された図面に投票所が示されていないのはなぜか、などがあつた。

私の方からは、パブリックコメントは7月20日まで行うこと、ポスター掲示場は減ること、投票所の削減で1投票所当たり約70万円の削減になるが、最初は市民への案内分の送付、投票所での案内人などで経費がかかる旨、29か所にしたのは法的な根拠はないが類似団体を考えると29となることを答えた。また、図面に投票所の記載がないのは、投票所については投票区を中心になることを考えているが、一部の投票所に2階になってしまう階段の問題、駐車場の設置の問題などがあつて決まっていない。パブリックコメントまでには決める旨を答えた。調布保谷線及び西武新宿線のことについては、会派の意見やパブリックコメントの意見を踏まえて委員会で検討する旨を答えた。議員からはまだ決定ではないことで終了した。

- 調布保谷線で確かに投票区が分断されますが、調布保谷線を投票区の境界にすると投

票所での有権者の格差が非常に大きくなり、今回の見直しの趣旨が損なわれるかと思
います。また、西武新宿線をまたがることについては、沿線のすべての投票区につい
て西武新宿線をまたがないようにすることは難しいです。線路が高架になっている
ところもあります。西武新宿線をまたがないようにすると以前提示した内容と変わ
ってしまいます。パブリックコメントは現状の案を出して、パブリックコメント後に
再度検討し、8月に再度議会に説明し、9月の選挙管理委員会で最終決定するという
のはいかがでしょうか。委員の方々のご意見を伺いたい。

- 今日のご意見に基づいて、投票区の見直しの今後のスケジュールは、7月1日号の市
報及びホームページでパブリックコメントを行い、7月20日までに意見書の提出を
受け、8月に委員会でパブコメを踏まえた見直し案の検討、その後に議会に説明、9
月定例会で市民通知や投票所案内の補正予算を計上する。予算が認められれば、10月
に市民に通知を出したい。予算との関連もあるので、投票区の見直しの決定は補正予
算成立後の委員会で決めるということによろしいか。

以上で、議案第7号『パブリックコメントにおける投票区見直し案の決定について』の
説明とする。

委員長

説明が終わった。ただ今の説明について、意見はあるか。

委員

調布保谷線の対応は、他市はどうなっているのか。調べてほしい。

委員

委員会の意見を反映したものでパブリックコメントするべき。

委員

調布保谷線、西武新宿線を外すもので検討したい。

委員

パブリックコメントしたら状況次第では、現地確認をしたい。

委員

調布保谷線での有権者はさらに減るのでないか。

事務局

調布保谷線での有権者の減少は、資料で反映している。

委員

パブリックコメントの参考資料の図面には、調布保谷線を落とし込んだものにするべ
き。

事務局

そのように対応する。

委員

パブリックコメントの案については、委員会の案であるので、再度委員会で検討する必
要がある。

委員

事務局で調布保谷線や西武新宿線を極力外せる案を作してほしい。

事務局

対応するが、意見があれば委員からも出してほしい。

委員長

委員会でも責任を取り、また対外的に説明できるようにしたいので、調布保谷線や西武新宿線の対応を踏まえて次回検討するので、議案第7号は継続とする。

次に議案第8号『直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情について』を議題とする。事務局から説明を求める。

事務局

それでは、18分をお願いします。

議案第8号『直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情について』を説明する。

19分をお願いします。

平成24年5月24日に本議案の陳情が選挙管理委員会に提出された。本陳情は、直接請求に係る署名簿の縦覧について、署名簿をコピーして両庁舎で行えるようにしてほしいというものである。詳細については、配布した資料をご覧いただきたい。本陳情については、平成24年第2回西東京市議会定例会にも陳情第28号として、同様の内容で提出されている。事務局としては、署名簿の縦覧は原本で行うことになっているので、コピーをとって両庁舎で行うことはできないと考えている。議会の動向を注視しつつ、委員会で検討していただき、次回の委員会でご決定いただきたいと考えている。

以上で、議案第8号『西直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わった。ただ今の説明について、意見があるか。

委員

説明のとおりでいい。

委員長

他にないようなので、議案第8号『直接請求における署名簿の閲覧方法の改善を求める陳情について』は、市議会の動向を注視しつつ、継続議題とする。

その他は、あるか。

○ 事務局

次回は6月19日(火)10:15。次々回は7月27日(金)10時15分

- 5月10日の全選連東京都支部定期総会、5月16日の都市選連定期総会、5月31日の全選連定期総会、6月1日の全選連選挙事務研究会に出席いただいたことのお礼
- 6月4日から議会の一般質問が始まるが、選挙管理委員会関係の質問はない。
- 先ほど議題として挙げたが、直接請求の縦覧場所に関する陳情が議会にも提出されていて、6月8日の企画総務委員会で審査される予定である。
- 7月4日午後3時から都市選連の委員長会が自治会館で行われる。よろしくお願ひしたい。澤谷が委員長を車で迎えに行く。

- 委員長
事務局からの連絡は終わった。他になければこれで第4回選挙管理委員会を閉会する。

11時20分 終了

以上